【適切な質問の例】

導入

応募者の緊張感をほぐすために、答えやすい質問から開始

- ●お待たせしました。どうぞ(いすに)掛けてください。お名前は○○さんですね。
- ■早朝からご苦労さまでした。今朝は何時頃起きられたのですか。 (寒いのに)大変でしたね。
- ●試験の夢などは見ませんでしたか。
- ●待っている間、どんなことを考えていましたか。
- ●筆記試験は難しかったですか。
- ●応募者が多いのでびっくりしたでしょうが、気にしないでのびのびと答えてくださいね。…など

本質問 1

会社に対する関心

- ●当社の第一印象はどうでしたか。
- ●あなたが、当社への就職を希望されたのは、どんな理由からですか。
- ●受験に際し、多少会社のことを調べてみましたか。
- ●どんな仕事をしてみたいと思いますか。
- ●当社に対して、どんな感じ(イメージ)を持っていますか。
- ●当社はどんな製品を造っているか知っていますか。…など

本質問 2

自己のPRに関する事柄

- ●自分の得意とする学科(科目)は何ですか。
- ●自分のセールスポイントはどんなところだと思いますか。
- ●初対面の人の顔を覚えるのは早いほうですか、それとも苦手ですか。
- ●会社や家庭を訪問し、契約を取ったり、物品を販売するような場合、初めての人と話をすることが苦にはなりませんか。
- ●何か特技・資格はお持ちですか。(特技・資格がある場合には、種類や取得時期などについて質問する。)…など

情報 交換

職務の内容・労働条件等を説明

- ●残業があったりしますが、体力には自信がありますか。(専門的職業、技能工の採用の場合には、このほかにその職務についての専門的な質問をします。)
- ●1カ月に○時間くらい残業(出張)がありますがよろしいですか。
- ●県内・県外の営業所へ転勤することがありますが、よろしいですか。
- ●3交代勤務で時間が不規則になりますが、通勤は大丈夫ですか。
- ●仕事は立って(座って)することが多くなりますが、よろしいですか。
- ■こちらからお尋ねすることは以上ですが、何か質問又は当社に入社された場合、希望・条件などがありますか。…など

結び

応募者の労をねぎらう言葉をかけ、面接終了

- ●色々聞かせていただきありがとうございました。それではこれで終わります。
- ●採否結果は、○日頃までに連絡します。ご苦労様でした。…など

事業主の皆さんへ

面接にあたって

● 公正な採用選考を!●

新規学卒者にとって「就職」は、学生生活から新たに職業生活に入る人生の重大な転機となるものです。だからこそ事業主の皆さんが、就職差別のない公正な採用選考を行うことが必要です。また、「人を人として見る」人権尊重の精神、すなわち応募者の基本的人権を尊重することにも十分な配慮が必要です。



大切な お願い

- ●応募書類は、「全国高等学校統一応募用紙」のみを使用し、社用紙、戸籍謄(抄)本等の提出を求めないでください。
- ●また面接試験では、「本籍地や家族の状況・職業」など本人に責任 のない事柄や、「思想・信条」など、本来自由であるべき事柄につい ては、差別につながるおそれがありますので質問しないでください。
- ●特に必要な場合を除き、採用選考時の健康診断は実施しないでくだ さい。



新潟労働局職業安定部 ハローワーク(公共職業安定所) 新潟県産業労働部しごと定住促進課



面接時に不適切な質問をしていませんか?



人権問題は理解しているつもりでも、何気なく不適切な質問をしている例があります。以下は不適切な質問の具体例です。



どうしていけないの?



大切なことは、なぜこのような質問がいけないのか人事担当責任者が 中心となり、関係者全員で考え、共通の理解をしあうことです。

本籍•住所

あなたの本籍地はどこですか。

あなたのお母さんの出身地(実家)はどこですか。

家はどの辺にありますか。

昔から現在の住所に住んでいるのですか。

あなたの住所の略図を書いてください。

アパートはどんな間取りですか。

…など。

家族(資産)の状況

あなたのお父さんはどこに勤めていますか。

あなたのお姉さんはどこに就職しましたか。

何人家族ですか。お姉さんの嫁ぎ先は。

家族状況(続柄等)について話してください。

あなたの家族の収入はどれくらいですか。

あなたの家や土地は持ち家ですか、借家ですか。

…など。

思想·信条

尊敬する人物を言ってください。 愛読書や雑誌はどんなものを読みますか。 あなたは何新聞を読みますか。

あなたの人生観・生活信条は何ですか。

家の宗教は何ですか。

何政党を支持していますか。

…など。

女性に限定しての質問

結婚、出産しても働き続けられますか。 女性なのになぜ営業を希望するのですか。 何歳ぐらいまで働けますか。 今、つきあっている人はいますか。 結婚の予定はありますか。 男性がほとんどの部署ですが、大丈夫ですか。 …など。

求職者等の個人情報の取扱いについて

職業安定法第5条の4では、労働者の募集業務の目的の達成に必要な範囲内で募集に応じて労働者にな ろうとする者等の個人情報を収集、保管、使用しなければならない旨規定しています。

また、併せて、法に基づく指針(平成11年労働省告示第141号)が公表され、原則として収集してはならない個人情報等を規定しています。

次の個人情報の収集は、原則認められません。

- 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
- ・家族の職業、収入、本人の資産等の情報
- ・容姿、スリーサイズ等差別的評価につながる情報
- 思想及び信条
- 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞•雑誌、愛読書
- 労働組合への加入状況
- ・労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報



人を雇う際に本籍を調べる習慣は、我が国における資本主義発展 段階の初期において、身元を確認するための手段として生まれたも のだといわれています。しかし、この本籍というものは、同和関係 者であることなどを理由とした差別や、偏見を招くおそれがあるこ とをはっきりと認識しなければなりません。本人の適性・能力に全く 関係が無いことであり「人事の習慣として事務的に調べている」で はすまされないことです。その無意識の行為が多くの人々を不安に させている事実を厳しく考えてください。

家族の職業などを聞くことは、応募してきた人の適性や能力を考えるのではなく、本人の責めに帰することのできない問題によって判断し、個人としての人権を尊重しない考え方によって評価しようとするものです。予断と偏見にみちた「親がこうだったから子もそうだ」式の考え方は近代的な人事管理の考え方とはかなり方向が異なるのではないでしょうか。その結果が、就職差別につながるとしたら、なおさら見過ごすことはできません。

家族の職業







「思想」「信条」「宗教」「支持政党」等は、思想の自由、信教の自由等憲法で保障された本来自由であるべき事項であり、それを採用選考に持ち込むことが正しくないことは、ことさらに説明を要しないことと思います。

「全国高等学校統一応募用紙」

平成8年度の改定で、応募者の適性・能力に基づく公正な採用選考という趣旨に 沿って、適性・能力に関係のない「本籍」欄、「家族」欄等が、削除されています。 また、平成17年度改定され氏名印欄、「保護者氏名」欄が削除されました。 面接時に本籍地、親の職業、家族構成等の質問はしないようにお願いします。

